

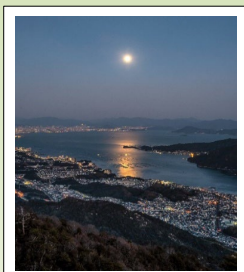
～瀬戸内海から西中国山地まで あなたが写す廿日市の自然美と行事～

# 第14回 はつかいち観光協会

# 写真コンテスト

令和6年  
受付期間 11月1日(金)～12月2日(月)

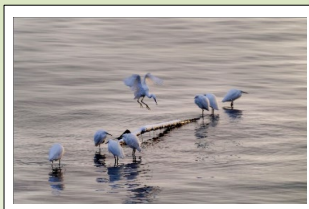
(当日消印有効)



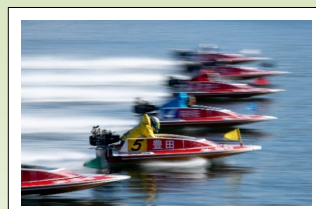
廿日市市教育委員会教育長賞  
「月明かりに照らされて」末永達也 様  
撮影地:大野 経小屋山



第13回 廿日市市長賞  
「目覚めの紅」向井畑正治様  
撮影地:佐伯 玖島



廿日市市議会議長賞  
「雪に舞う」横山泰明様  
撮影地:廿日市 地御前



はつかいち観光協会賞  
「スタートの瞬間」吉岡 求様  
撮影地:大野 宮島口

## 応募要項

当協会エリア(旧廿日市市、旧佐伯町、旧吉和村、旧大野町)内における 四季折々の風景や  
史跡のほか、祭りや行事など新しい観光スポットを発掘する郷土色豊かな作品を募集します

### ●応募作品

- 3年以内に撮影した未発表又は発表予定のない作品で、単写真に限ります。
- 一人5点以内 応募用紙に必要事項を記入し、作品裏面に応募票を貼付して下さい。
- 肖像権・著作権に抵触しないもの 問題が生じた場合当協会は責任を負いません。
- デジタル画像は、未加工のものに限ります。色調やトリミング、コントラストの調整は可

### ●応募サイズ

- 四ツ切り又はA4のプリントで銀塩・インクジェットは問いません (四ツ切りワイドは不可)

### ●賞

- ①廿日市市長賞 1点 (賞状・賞金5万円)
- ②廿日市市議会議長賞 1点 (賞状・賞金4万円)
- ③廿日市市教育委員会教育長賞 1点 (賞状・賞金3万円)
- ④はつかいち観光協会賞 1点 (賞状・賞金2万円)
- ⑤入選 5点 (賞状・賞金1万円)
- ⑥佳作 数点 (賞状・賞金5千円)

### ●審査発表

入賞者に表書式のご案内とともに直接通知します。

### ●原稿の提出

入賞者は、作品のデータを指定日までに提出願います。提出がない場合は入賞等を取り消します。  
入賞作品の著作権は撮影者に帰属しますが、当協会の広告宣伝等(協会HP、SNS等も含む)への使用権が優先します。

### ●作品展示

廿日市市役所1階ロビー等 展示予定

### ●作品返却

入賞・入選・佳作以外の方は、令和7年2月14日(金)までに当観光協会へ引き取りにきてください。  
それ以降は処分させていただきます。返却時の汚れ等をご容赦ください。  
協会へは土・日・祝以外の9時～18時までの時間でお願致します

### ●応募先

応募用紙と共に下記へ送付又はご持参下さい。  
〒738-0015 広島県廿日市市本町5-1  
一般社団法人 はつかいち観光協会廿日市本部 写真コンテスト係  
TEL0829-31-5656 Fax0829-31-3822  
E-mail desk@hatsu-navi.jp HP https://www.hatsu-navi.jp

## 応募規約

1. 応募の時点で、本コンテストの応募要項に同意したものとみなします。応募要項、応募規約に明記されていない事項については、主催者が最終的な決定権を持つものとします。
2. 応募は1人5点まで(ただし入賞は1人1点のみ)
3. 応募方法は、持込や郵送での応募に限るものとし、メール添付等などによる応募は不可とします。また応募用紙、応募票等のない作品は審査対象外となります。
4. ご応募に関して発生した一切の費用は、応募者の負担していただくものとします。
5. 入賞者への発送の都合上、日本国内在住者に限り、また、入選の権利は入選者本人のみに有効で、家族を含む第三者へ譲渡することはできません。
6. 応募者、入賞者については、市広報、各ホームページの他、新聞等報道機関で名前を発表する場合がございます。
7. 応募作品は、ご自分で撮影された写真で未発表の写真に限ります。他のコンテストに応募中、もしくは、応募予定、又は過去に入賞等した写真は応募できません。
8. 極端な合成および画像処理(明度、彩度、色調等の調整、トリミングを除く)をした作品は応募できません。
9. 撮影禁止場所や、一般の方が立ち入ることのできないような場所等で撮影したものは、危険行為と思われるものは、審査対象外とします。
10. 第三者の著作権その他の知的財産権や肖像権その他の権利を侵害するもの、公序良俗に反するもの、他人を誹謗中傷するもの、その他主催者が不適切と判断するものは、応募及び入賞権利が無効となります。
11. 応募写真は、応募者本人が著作権を有するもので、人物の肖像権に對し事前に承諾を得たものとします。万が一、第三者から権利侵害、損害賠償などの苦情、異議申立があった場合、主催者は一切責任を負わず、応募者が費用負担を含め全て対処するものとします。
12. 入賞作品の使用権は主催者に帰属し、主催者及び主催者が認める者が、作品を、無償で複製、上映、公衆送信、公衆伝達、譲渡、翻案その他自由に利用できるものとします。
13. 入賞作品は、主催者又は、主催者が認める者がパブリック、ポスター、雑誌広告その他印刷物での使用や、WEB媒体、SNS等で公開する場合があります。
14. 主催者は、審査、当落に関する回答は一切行いません

主催: 一般社団法人 **はつかいち観光協会**

後援: **廿日市市**